

～収入保険加入者の皆さんへ～

猛暑の影響による水不足で、干害が発生する恐れがあります！

【干害が発生したら】

- ・事故発生通知を遅滞なくお願ひいたします。お近くの NOSAI にご連絡ください。
- ※事故発生通知が保険期間終了後になると保険金等の支払いが免責となる場合がありますので十分にご注意ください。
- ※「遅滞なく」とは現地確認等により被害を確認できる状態が保持されている期間となります。

【被害状況の写真撮影を】

- ・令和8年契約の際、気象災害特例が適用される可能性があります。適用にあたり、圃場の被害状況の写真が必要となりますので、撮影されることをお勧めします。



岩手県農業共済組合（NOSAI 岩手）

本 所

〒025-0025 花巻市下根子 821 番地

TEL.0198-29-5939（代表）／FAX.0198-24-8992

----- ホームページ QR コード -----



●お問い合わせ（相談）窓口

県北基幹センター

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目 10 番 50 号

TEL.019-601-7491／FAX.019-601-7690

県南基幹センター

〒023-0023 奥州市水沢字八反町 52 番地 1

TEL.0197-25-6631／FAX.0197-22-3256

気象災害特例について（収入保険リーフレットより抜粋）

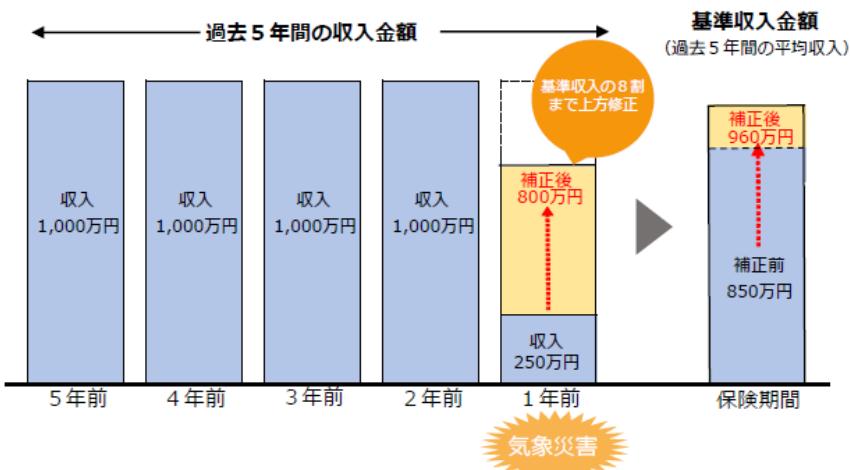
Q6 過去5年間のいずれかの年に、気象災害により収入が皆無となるような大きな災害があつた場合、基準収入金額を過去5年中5平均とすると、基準収入金額が大きく下がり、十分な補償にならないのではないかですか。

1 令和6年より基準収入金額の計算に当たっては、気象災害年の収入減少の影響が緩和されるような仕組みを準備しています。

2 気象災害特例

過去に気象災害によって農作物が甚大な被害を受けた場合には、基準収入金額が著しく低くなり、十分な補償を受けられないといったことから、甚大な気象災害を受けた場合は、被害年の収入金額を翌年の基準収入金額を算定する際に補正できます。

補正の方法として、市町村長が交付する証明書等により気象災害の被害があったことの事実を明らかにし、被害年の実績農業収入金額が当該年の基準収入金額の8割未満に減少した場合に、基準収入金額の8割まで上方修正した上で、保険期間の基準収入金額を算定できます。



3 事故発生通知

注意喚起事項

対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が見込農業収入金額の9割を下回ることが見込まれる事由(対象農産物等の収穫量もしくは出荷量の減少または価格低下、その他農業収入金額の減少に関するものに限ります。以下「通知対象事故」といいます。)が生じた場合には、遅滞なく次に掲げる事項をお近くの農業共済組合を通じて全国連合会にご通知ください(※32)。また、発生した事故に関する保険事故防止の取組内容の根拠となる書類(農作業日誌等)を、全国連合会が提出を求めた際は提出できるように保存いただけます。事故の種類が気象災害で、翌年以降に保険期間が開始する保険契約で気象災害特例の適用を希望する場合、対象農産物等の被災状況を確認できる画像を提出いただくと、市町村長が交付する被災証明に代えることができます。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 通知対象事故に係る対象農産物の種類 | (5) 通知対象事故に係る対象農産物等の種類 |
| (2) 通知対象事故の発生年月日 | ごとの事故後に見込まれる農業収入金額 |
| (3) 通知対象事故の種類 | (6) つなぎ資金の貸付けの申し出の有無 |
| (4) 通知対象事故の詳細 | (7) その他被害の状況に関する事項 |